平成２２年（フ）第６３号
岐阜県高山市下岡本町2965番地１、住民票上の住所岐阜県高山市下岡本町2965番地、前住所岐阜県高山市花里町１丁目114番地２
債務者　森下　幸子
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第２１８９号
名古屋市中川区中郷２丁目170番地　サンハウス中郷４Ｉ号
債務者　小西悦和こと金村悦和こと　金　悦和
１　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１１号
三重県名張市中町392番地
債務者　芳賀セツ子
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１１４号
三重県名張市つつじが丘南５番町142番地７
債務者　下園　由美
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第３０８号
三重県四日市市南富田町13番３号
債務者　桐生由美子
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
三重県三重郡川越町大字高松37番地７　105号室
債務者　平野　恵美
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
三重県四日市市石塚町12番５号
債務者　伊藤　琢磨
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
三重県四日市市東日野２丁目６番４号　シャインハイツ101号室
債務者　長友　里美
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
三重県四日市市小林町3022番地137
債務者　早川多美子
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
三重県四日市市大井手１丁目１番18号
債務者　山中千恵子
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
滋賀県近江八幡市西庄町1329番地
債務者　肥塚　嘉恵
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２４０号
滋賀県近江八幡市末広町356番地50
債務者　松下　晃一
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２５１号
滋賀県近江八幡市本町４丁目24番地
債務者　アップルオートこと　福本　謙治
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４１６号
兵庫県宝塚市旭町２丁目16番13―101号、前住所兵庫県西宮市宝生ケ丘２丁目１番23号
債務者　時久　文親
１　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９２１号
兵庫県西宮市津門稲荷町５―23　西宮市立母子生活支援施設、住民票上の住所兵庫県西宮市甲子園春風町７番３号　ハイツ春風206号
債務者　木村　利花（旧姓小崎・秋岡）
１　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３８号
兵庫県尼崎市大庄北１丁目25番29号
債務者　小網　登
１　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９４５号
兵庫県西宮市甲子園七番町19番13号
債務者　清水　靖子
１　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係